

緊急通報装置レンタル事業の概要

● 事業内容

ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、家庭での急病や災害等の緊急時に、簡単に受信センターへ通報でき、通報を受けて迅速かつ適切な対応を行う事業です。緊急時や健康相談等に24時間対応し、利用者の日常生活上の不安を解消します。

● 緊急通報システムの流れ

《緊急時》

急病や災害等により自ら119番通報できないときに、緊急通報装置を用いて受信センターに通報してください(24時間対応)。通報を受けた受信センターが、緊急通報装置を通して状態を確認し、必要や要求に応じて、第1次協力員、第2次協力員に訪問要請又は消防局に救急要請を行います。協力員が訪問した場合は、協力員が利用者の状態を受信センターに伝え、受信センターが必要や要求に応じて、消防局に救急要請します。

※協力員や救急隊が駆け付けた際に玄関の鍵が施錠されている場合、やむを得ず救助活動時に玄関ドアや窓等を破壊することがあり、修繕にかかる費用は自己負担となります。協力員に鍵の保管等を相談してください。

《通常時》

受信センターより月1回定期連絡を行います。

緊急通報装置を用いて健康等に関する相談ができます(24時間対応)。

● 対象者

東大阪市に居住し、次のいずれかに該当する人

(1)おおむね65歳以上のひとり暮らしの人

(2)おおむね65歳以上の寝たきりの人、またはこれに準ずると福祉事務所長が認めた人を含む65歳以上の人のみの世帯

(3)ひとり暮らしの重度身体障害者等(年齢は問いません)

(4)同居する者が就労・就学またはやむをえない事情により外出するため、昼間または夜間に上記の

(1)～(3)のいずれかに該当する状態になる者で、次の(ア)または(イ)のどちらかに該当する者。

(ア)上記の状態になる頻度が1週間のうち4日以上、かつ1日6時間程度の世帯。

(イ)福祉事務所長が必要と認める世帯。

● 利用条件

《協力員の登録》

緊急時に状況確認などを行う近隣の協力員2名の登録が必要です。ただし、協力員を2名用意することが困難な場合は、第2次協力員は不要です。

※協力員の対象者(条件)

第1次協力員は、15分以内に駆けつけできる方(移動手段は問いません)

第2次協力員は、30分以内に駆けつけできる方(移動手段は問いません)

《利用できる端末》

固定型装置を利用するためには、装置を利用できる固定電話回線が必要です。

※固定型装置は NTT アナログ回線の利用を前提としているため、NTT アナログ回線以外を用いた際に停電時に通報できない等まれに装置の不具合により通常のサービスを利用できない場合があります。NTT アナログ回線以外の電話回線を利用する場合は、「NTT アナログ回線以外の電話回線仕様に伴う緊急通報システムの利用上のご注意」をご確認ください。

携帯型装置は、固定型装置を利用できる電話回線を持たない方が対象です。

※携帯型装置はキッズスマートフォンを用いるため、スマートフォンの取扱い(タッチ操作や充電をする等)を十分理解できている必要があります。

● 利用料

生活保護世帯 月額 0 円

生計中心者の前年の所得税額が非課税世帯 月額 0 円

上記以外の世帯 固定型装置:月額 1,650 円 携帯型装置:月額 2,200 円

※ただし 1 月～6 月の利用料は前々年の所得税により決定します。

● 申請時提出書類・提出先

《提出書類》

(1)緊急通報装置レンタル申請書(様式第 1)

(2)緊急通報システム協力員承諾書(様式第 2-1 又は様式第 2-2)

(3)申請者の属する世帯の生計中心者の前年(1～6 月に申請する場合は前々年)の所得税額等の証明書

※福祉事務所が調査することに同意する場合、提出は不要です。

(4)緊急通報システム承諾書(様式第 2-3)

(5)承諾書(様式第 2-4)

※固定型装置を NTT アナログ回線以外の電話回線での利用する希望する場合又は携帯型装置の利用を希望する場合に提出が必要です。

(6)同居者勤務状況等届出書

※上記「対象者」(4)に該当する方のみ提出が必要です。

《提出先》

管轄の福祉事務所 高齢・障害福祉係

《注意事項》

申請書の受付が 3 月となった場合、原則、利用の可否の決定は次年度(4 月以降)となります。

年度を超えて、利用の継続を希望する場合、更新申請書の提出が必要です。

東大阪市緊急通報システム図

ひとり暮らし高齢者等

